

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十月十五日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十九号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十八年七月奈良県規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の1の(三)中「費用は、」の下に「法第四条第一項第一号の避難所の場合には」を、「設置費」の下に「とし、同条第二項の避難所の場合は建物の使用謝金及び光熱水費」を加え、同表一の1の(六)を次のように改める。

(六) 避難所を開設できる期間は、法第四条第一項第一号の避難所の場合は災害発生の日から七日以内とし、同条第二項の避難所の場合は法第二条第二項の規定による救助を開始した日から、災害が発生しなかつたことが判明したときは救助の必要がなくなつた日まで、災害発生により継続して避難所の供与を行つたときは同条第一項の規定による救助を開始した日までとする。

別表第一の六の(三)中「一か月以内」を「三か月以内（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、六か月以内）」に改め、同表十三の(一)の(1)中「被災者」の下に「（法第二条第二項の規定による救助にあつては、避難者）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。